

調達価格等算定委員会 委員 各位

調達価格については、規模別に適正な価格を設定すべきである

2013年2月27日

自然エネルギー市民の会

1月21日に開催された第8回調達価格等算定委員会で、2013年度の太陽光発電の調達価格について見直しの議論が行われた。事務局（資源エネルギー庁）から提示された資料（資料2 平成25年度調達価格検討用基礎資料）に記されている設備認定データを見る限り、確かに500kW以上の大規模太陽光発電ではコストが低下している。しかしその一方で、10-50kW未満は43.7万円、50-500kW未満は37.5万円と、2012年度の調達価格を算定する際の前提となった32.5万円に届いていない。500kW未満の太陽光発電の設備コストは、決して下がっていない。

にもかかわらず、「賦課金の負担が電気使用者に対して過重なものとならないよう、法律は『効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用』を基礎とするよう定められており、より価格低下が進んでいる認定設備データの直近値（28.0万円/kW）を参照することが妥当ではないか。したがって、この価格下落については、来年度参入者の調達価格の算定に反映すべきではないか。」として、規模別の状況を考慮せずに「効率性」の観点からのみで価格が決められる恐れが生じている。もしも、メガソーラーの価格をベースとして調達価格が決まってしまうと、500kW未満の中小規模の太陽光発電の普及はコストの面から大きく停滞してしまう恐れがある。

メガソーラーの担い手は、大規模事業者であり地域外の事業者であることが多い。それに対して中小規模の太陽光発電は、地域の企業や自治体、市民によって推進される。そのことからメガソーラーの普及が進むことは、単純なコスト競争力の観点からは効率的であるように思えるが、経済的な波及効果を見れば立地地域への経済波及効果は、地域主体が担い手となる場合に比べて小さい。湖南省では地域資源である再生可能エネルギーは地域主体が活用すべきことを旨とする「湖南省地域自然エネルギー基本条例」を策定し、飯田市でも同様の趣旨に加えてより具体的な施策を盛り込んだ条例の策定が進められるなど、地域資源である再生可能エネルギーを、地域に根ざした主体が、地域の発展につながるように活用することで、地域のエネルギー自給、地域経済の活性化など、地域社会の持続的な発展に寄与していく取り組みが始まっている。

また、コスト競争を優先することは、日本国外の安価な海外製の太陽光発電への依存を高めることになる。海外メーカーへの依存度の高まりは、国内産業の成長の阻害につながり、国内経済にとってもマイナス要因となりかねない。

そこで、調達価格の算定にあたっては、規模ごとの実態を考慮し、適切な調達価格を算定することが重要と考える。太陽光発電の調達価格については、10kW未満、10-50kW未満、50-500kW未満、500kW以上という区分を設け、それぞれの実態にあった適正な調達価格を設定することを強く要望するものである。

再生可能エネルギー特措法の第1条には「我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」ことが記されている。調達価格の算定にあたっては、この目的に資するように算定を行うべきである。

太陽光発電システム価格の変化

規模	7～9月	10月以降	今年度 調達価格の前提
10kW未満	44.1万円	42.8万円	46.6万円
10-50kW未満	47.2万円	43.7万円	32.5万円
50-500kW未満	36.9万円	37.5万円	
500-1000kW未満	31.9万円	27.3万円	
1000kW以上	32.5万円	28.0万円	

出典：調達価格等算定委員会（第8回）配付資料（2013/1/21）より作成

連絡先 〒540-0026 大阪府中央区本町2-1-9-470

TEL 06-6910-6301 FAX 06-6910-6302 Email wind@parep.org

自然エネルギー市民の会 事務局長 早川光俊